

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府省庁名	厚生労働省
対象税目	その他（国民健康保険税）		
要望項目名	特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国保世帯の被保険者が後期高齢者医療の被保険者と国保の被保険者に分かれることになってから5年間、同世帯に属する国保の被保険者の保険税が従前と同程度となるよう講じている措置について、延長等の見直しを行う。 ・特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 保険税の軽減判定所得の算定において、特定同一世帯所属者も含めて算定を行う措置について、期限を区切らず恒久化する。 ② 特定世帯に係る世帯割半額の措置について、減額割合を現行の半分（1/4）として3年間の延長を行う。 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方税法第703条の4第11項及び第20項 ② 地方税法施行令第56条の89第1項及び第2項 		
減収見込額	（初年度） （ ） （平年度） （ ） （単位：百万円）		
要望理由	<ul style="list-style-type: none"> （1）政策目的 （2）施策の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ① 保険税の軽減制度に係る特例の恒久化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽減制度の特例は、後期高齢者医療制度創設後も従前と同様に低所得者への保険税軽減を図るために設けたものであり、時限措置ではなく、各世帯の特定同一世帯所属者がいなくなるまで、特例を継続する必要がある。 ② 保険税の世帯割に係る特例の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年経過しても、なお特定世帯である国保世帯が約50万世帯残っていることを踏まえ、軽減割合を縮小（現行の半分）した上で、特例期間を3年間延長する必要がある。 		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>特定世帯等に係る軽減制度は、平成20年度の後期高齢者医療制度創設時に導入されたものである。</p>
<p>ページ</p>	<p>10—3</p>